

第8.7節 当世 建築学生気質とは？

2024年1月 第72号

大藪 元宏（1984年建築学科卒）

私が武蔵工大建築学科を卒業してから早30年が経ちました。当時は、設計課題が矢継ぎ早に出され、長期休暇が始まるのも他大学より遅く、条件の良いアルバイトは大体残っていませんでした。数えきれないくらい徹夜をして課題の図面や模型を作っては、提出時間ギリギリに大学前の坂を急ぎ足で下り、教室に駆け込んだのを今でも鮮明に覚えています。

さて、30年の時を経て、現在の建築学生のキャンパスライフはどうなっているのでしょうか。私は20年くらい前から武蔵工大、日大、明星大学と非常勤講師をしながら設計活動をしてきましたが、現在は明星大学建築学部建築学科で特任教授をしております。どの大学の建築学科も、学生は基本的には私の学生時代とやっていることは同じです。

私が学生に教える時に、軸にしていることが有ります。それは大学で教える際は、自分の学生時代に教えてほしかった事や、複数の大学で教えてみて足りないと感じた事を総合的に考察して、1年生から3年生までの設計課題の内容を他の先生方と相談して決めています。当然、年々少しずつ求める課題のレベルが上がってゆきますが、急激に難易度を上げずに、個人の理解力や表現力を見極めながら進めています。そこで分かったことは、常に我々の想像や期待以上のものが毎年出てくるということです。最初は「これは無理なんじゃないか」とか「多分できないだろう」と思っているも、生徒を信じ出題すると必ずいいほうに裏切ってくれます。むしろ、私の時代よりも、出てくる案の多様性だったりクオリティーは今の学生の方が圧倒的に優れています。今は「迷ったら信じる」を合言葉に、日々学生の出してくる案に対して真剣勝負で向き合っています。

それから以前と大きく変わった点は、パソコンによるCAD（Computer Aided Design－コンピュータ上で図面の作成を行うツール）や3DによるCGの一般化です。40年くらい前は大手設計事務所が数億円をかけて1部屋丸ごとコンピュータ室とし、それでも今と比べるとありえないくらい作図が遅く、CGに至っては一晩稼働させ続けてやっと翌朝1枚できる程度で、とても実務で機能するような代物ではなかったようです。（三菱地所設計で日本初のCAD設計開発を担当した同僚教授の話）

ところが今は、学生でも2年生の後半くらいから当然のようにノートパソコンでCADの図面を描き、3DのCGで空間を検討します。設計課題の出題内容にそう大きな変化はありませんが、表現のツールに隔世の感は否めません。

ただし、気を付けて指導している点が1つあります。CADソフトは2次元の製図ソフトもあれば、いきなり3次元情報の入力から入るものもあります。CADは、自らが考えた案を具体的に他者に伝える「鉛筆がわりの道具」ですが、往々にしてCAD初心者が陥るのは、CADに使われてしまうことです。使用するツールのアイテムの範囲内でしか設計できなくなることが最も懸念されることで、まさに「道具に使われている」状態です。これだけは避けたいので、手によるスケッチからはじめ、模型

によるスタディを繰り返し、そののち CAD による図面その他のプレゼンテーションシートの作成にかかせます。

学生間の情報伝達スピードとデジタルツールの習得スピードは年々早くなり、今や、課題の発表では、2 年生の後期には自分で設計したものを動画で発表する生徒も毎年 2～3 人現れています。今の建築学生は物事に取り組むときに若干クールで淡泊にはなっていますが、それ以上に進化し続け、世の中に対しても冷めた目で見ることなく、前を向いている意欲的な学生はたくさんいます。私も設計の実務以外に日々、学生から刺激を受け続け、相乗効果を実感しています。



勤務する明星大学キャンパス（東京都日野市）



設計製図授業風景

人生を豊かに（雑学のすすめ） 時の鐘と不定時法とは

江戸時代の一般庶民が使っていたのは時の鐘による不定時法で、その読み方は十二辰刻とは違う独特なものです。空が白みはじめ、大きな星がパラパラと見えるくらいで、室内で手の筋が 3 本くらい見えるようになったら・・・それが夜明けで「明け六つ（あけむつ）」とし、日の出前の三十分くらいをいい「暮れ六つ」は日没後三十分くらいをいいます。とにかく「だいたい」（←これがだいじ）を基本に、明け六つから暮れ六つまでを 6 等分、暮れ六つから明け六つまでを 6 等分します。

「明け六つ」の次は「朝五つ」「朝四つ」と減っていき、午（うま）の刻に「昼九つ」に。午（うま）の刻は現在でも「正午（しょうご）」と使われていますね。「昼九つ」の後は「昼八つ」「昼（夕）七つ」となって「暮れ六つ」に。「暮れ六つ」の後は「夜（宵）五つ」「夜四つ」となり「暁（あかつき）九つ」に。そして「暁八つ」「暁七つ」「明け六つ」となります。数字が減ったり、急に増えたりしてなんだか変ですね。

午と子を「九つ」としたのは、昔の人は「九」を神聖な数としていたことからきているとか。「九つ」の次の刻は 9 の倍数 18、27、36、45、54 と計算したのですが、数が大きすぎたため十の位を省略して表すことにしたのだと言います。「九つ」の次を一八ではなく「八つ」次の二七は「七つ」その次は三六で「六つ」四五で「五つ」五四で「四つ」と一桁だけを使って表したのだそう。数を一桁にして、時の鐘を打つ数をわかりやすくしたというわけだったのです。

老いて今日も上機嫌 は第 10 章に移動しました

第8.8節 町内会の声なき声を聴いて（地縁に基づく互助）

2024年3月 第74号

親川 芳和（1984年経営工学科卒）

「安全で安心できるまちづくり」の第一歩は、お隣と気軽にあいさつし、声をかけあうことから始まります。よく「遠くの親戚より近くの他人」といわれるように「いざ」という時、お隣や近所の人たちが一番頼りにするのが町内会です。ポイントは次の5点です。

- ① 安全・安心して暮らせるまちづくり（防犯・防火、交通安全）
- ② 気持ちよく暮らせるまちづくり（公園・道路等の環境美化）
- ③ ふれあいのあるまちづくり（お祭り等の交流イベント）
- ④ 災害に強いまちづくり（自主防災組織）
- ⑤ 情報を共有するまちづくり（回覧板）。

これが正解というものは有りません。その中で、一町会員の意見が、上部の役員理事会まで伝わりにくいとの声をよく耳にします。私の町内会の状況を見てみましょう。

私が関わっている町内会は、マンション、アパートを含めて1200世帯に及びます。町内会の構成は、ブロックが19組、その下に班が58あります。各班長の上部は、取りまとめの組長がいます。各々の役割は、町内会費、赤十字や共同募金、年末助け合いの募金集金、回覧板の配布になります。

役割は、それに留まらないで、会員が提示した意見が役員理事会まで滞らないで届くことの支援や、その後の回答が会員にスムーズに届けられることが大切だと思います。町内会全員が一同に顔を会わせる唯一の機会である一斉美化活動（年に1～2回）や防災訓練の場で、会員がより身近になるために、町内会長から役員理事の方々が自己紹介をします。そこでお互いの距離を縮めるために、回覧板の裏表紙には町内会長や役員理事の顔写真を貼り、趣味などの一言メモをのせています。これらのことで、会員の意見が風通し良く伝わっていると思っています。

現在、利用している町内会館は10名程が入れますが、町内会館準備金として積立をしています。適切な場所が見つからないで、今日に至っています。将来、いつの日か町内会館が出来上がれば、町内会活動だけではなく、各種の催事、サークル活動等で活動を拡大し、町内会員が気軽に利用できることを目指しています。

新しく引越した方への町内会活動を含めた情報提供、子育て世代との接点、活動費用の持ち出し、高齢者の孤立や介護、災害や犯罪への不安など、声なき声を聴ける町内会を目指して、歩んでいます。

人生を豊かに（雑学のすすめ）

チョコレートは児童労働のたまもの？

私たちがよく口にするチョコレート。チョコレートの原料となるのは「カカオ豆」です。このカカオ豆をローストしてすりつぶしてできた「カカオマス」に、「砂糖」「ココアバター」「練乳」などをまぜて滑らかに仕上げたものがチョコレートになります。日本では、その原料であるカカオ豆の7割以上を西アフリカのガーナから輸入しています。その生産をになうのは貧困にあえぐ小規模の農家が殆どです。カカオ豆の採取・製造過程は大変な重労働で、カカオ農園の雑草の刈込には大ナタを使い、小さな子供達も従事しています。

児童労働とは、18歳未満の子供が教育を受けられずに働くことや、危険・有害な環境で労働することです。2021年（令和3年）発表の統計では、世界で1億6000万人の子供達、割合にして5～17歳の10人に1人が児童労働の状態とされています。

児童労働問題の背景には、小規模労働の貧困問題があり、カカオ豆の市場価格は安く、家族が生活できる水準にはありません。そのため、子供が学校に通学する経済的なゆとりがないのです。学校が無い、教科書や机・椅子が無い等、教育環境が整っていません。行政サービスや公共福祉が十分でない国は、弱い立場の子供が真っ先に犠牲になります。

現地の人々の自力を上げるには、技術力向上の支援があります。技術指導をしてカカオの生産量を上げ、収入を増やす力を付けてもらうことです。得たお金を計画的に使用し、子供教育にお金を回すことを学んでもらいます。

2018年（平成30年）から、ガーナ政府と協働し、「児童労働フリーゾーン（CLFZ）」という子供を保護する地域づくりのガイドアインの策定が始まっています。直接の寄付や支援企業と連携した商品を購入することで寄付金になる仕組みがあります。チョコレートを購入する時に、パッケージの裏を確認して商品を選んではどうでしょうか。（NPO法人ACE 副代表 白木朋子）

ガーナ政府が国の制度として導入を進める「児童労働フリーゾーン（CLFZ）」とは、児童労働の予防と解決のための仕組みが構築されている地域をさします。CLFZは、ガーナ政府の政策「児童労働撤廃のための国家行動計画フェーズ2」（National Plan of Action Phase II for the Elimination of Child Labour in Ghana 2017-2021: NPA2）の一部に盛り込まれています。ACE（1997年設立のNPO法人）は2018年11月から2020年3月にかけて、デロイトトーマツコンサルティング合同会社とともに、ガーナ雇用労働関係省と専門作業部会が進める、CLFZガイドラインの策定作業を支援してきました。今回の調査は、このCLFZガイドラインが2020年3月に発行されたことを受け、CLFZ構築とガーナにおける児童労働撤廃への取組の効果的な実施を支援することを目的としています。

「CLFZガイドライン」では、コミュニティレベルと自治体レベルで満たすべき8分野36項目の要件（指標）を定めており、児童労働に関する地域住民の理解促進や、児童労働のモニタリング実施体制、貧困家庭や子どもに対する福祉的・経済的な支援制度、適切な学校環境などを整備することが求められています。政府による評価（アセスメント）を受けて、これらの要件を一定程度満たしていることが検証された地域がCLFZとして認定される仕組みとなっています。

最終報告書は日本語と英語でまとめられ、特に日本語では、「児童労働フリーゾーン（CLFZ）構築のためのガイドライン」の実行可能性と今後の提言に加えて、児童労働の国際的な現状と傾向、ガーナにおける児童労働の現状と国の取組、他国政府による援助（ODAなど）や介入支援の動向、カカオ産業における児童労働の現状と支援動向などを網羅的にまとめています。英語のレポートの添付資料には、パイロット活動で使用した研修教材なども添付しています。報告書のリンクは、和文（339頁）が<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12337028.pdf> です。



落語の始まりは？

は第10章に
移動しました



第8.9節 現役介護ヘルパー

から見た介護者に嫌

われる方法とは？ 2024年6月 第77号

加々見 文子（1978年 家政学科卒）

8.9.1 介護保険を利用しよう

1) 認知症になったらどうする？

介護の入口は、認知症になったことが最も多いルートです。

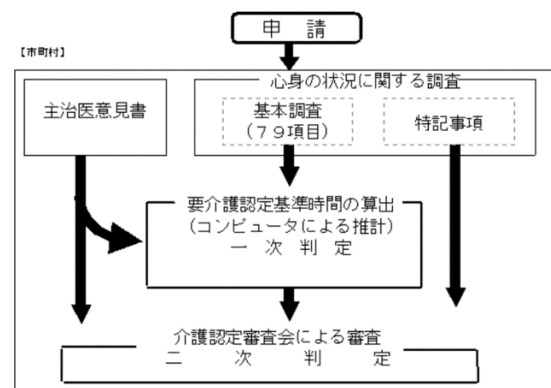
2020年の65歳以上の認知症者は約600万人、2025年には約700万人の予想です。なんと75歳以上の高齢者の5人に1人です。1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）の団塊世代約800万人が後期高齢者（75歳以上）になった高齢化社会です。

介護保険が始まった2000年時点で、65歳以上の第一号被保険者の内、介護が必要な要介護者、要支援者は約256万人で、現在は606万人が利用しています。

介護保険制度では、寝たきりや痴呆等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることが出来ます。

2) 介護認定を受ける？

病気や怪我で入院・治療を経て自宅に戻ることや高齢者施設に入居すると、介護が始まります。まず、介護保険の申請をして要介護認定を受けます。65歳以上、40歳以上65歳未満で16の特定疾病があります。ポイントは、申請は早めに！入院中の自己負担は1割、2割、3割です。



1) 介護サービスを受ける？

在宅で受けられるサービスは訪問介護、通い介護があります。訪問介護はホームヘルパーに身のまわりの介護や生活支援をお願い出来ます。通い介護は要介護者が施設に出向いて受けるサービスで、デイサービス、デイケアがあります。施設に短期で宿泊するサービス（ショートステイ）もあります。

介護で気になるのは介護グッズです。費用を抑えるには、介護グッズを購入しないで、レンタルにすると選択肢が広がります。自治体によっては期間限定で電動ベッドや車いすなどが無料になりま

す。

- * 自立とは：歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態
- * 要支援状態とは：基本的に1人で生活できるものの、部分的に介護を必要とする状態です。要介護状態の前段階で、介護予防サービスを利用することができます。介護予防サービスは要介護状態になることを予防する、状況の悪化を防ぐことを目的とするサービスです
- * 要介護状態とは：運動機能だけではなく、思考力や理解力の低下を伴い、基本動作を自身で行うことが困難で支援や介護を必要とする状態です。要支援と大きく異なるのは、1人では生活できない状態にあることです。要介護状態にある方は、介護サービスを利用できます。介護サービスは日常生活に必要な介護や介助を受けられます
- * 要介護1とは：要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態
- * 要介護2とは：要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
- * 要介護3とは：要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
- * 要介護4とは：要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
- * 要介護5とは：要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

段階	月の支給限度基準額
要支援1	50,320 円
要支援2	105,310 円
要介護1	167,650 円
要介護2	197,050 円
要介護3	270,480 円
要介護4	309,380 円
要介護5	362,170 円

2) 介護保険外のサービスとは？

最も安価なのは自治体運営サービスです。自治体、有償ボランティア、民間運営の3つで、シルバー人材センター、社会福祉協議会、地域の支援事業等です。

6) 介護側の負担を大幅に減らすサービスとは？

食事宅配サービスは心身の状態も、対話することで確認出来ます。パソコンが動かない等のデジタルトラブル解消には、対応できる専門業者を探しておくといいでしょう。また、犬の散歩、電球交換、日常生活の細かい作業のサポートが出来る便利屋さんもあります。

8.9.2 介護者に嫌われる方法（介護する側・される側）とは？

積極的にコミュニケーションをとらない、挨拶をしない、小さなことでもメモをとる習慣がない、プロ意識を持って堂々と仕事をしない。

相手（介護者・利用者）に嫌われていると感じたら、すべての利用者と相性が合うわけではありません。仕方がないと割り切りましょう。改善出来ることは、少しずつ改善しましょう。

1) 嫌われる8つの特徴と解決策は？)

- ① 言動がきつい人になりましょう：コミュニケーションが苦手、せっかちな性格、自分本位になることです。

解決するには、落ち着いてゆっくり話す。相手の声にしっかりと耳を傾ける。きつい言い方になったら指摘してもらう。まず自分自身がリラックスして、相手に寄り添う気持ちを持って接することが大切。

- ② 気持ちを汲み取れない人になりましょう：相手に対する思いやりが無く。人と関わりたくない。自己中心的になる。

解決するには、相手の立場になって考える癖をつける。周囲の人と積極的に触れ合う。相手の話をしっかりと聞き、主観だけで相手を判断しない。日々の業務での気づきやポイントをこまめにメモしましょう。

- ③ 適切な距離感を保てない人になりましょう：利用者にため口をきく。介護サービス中に無言になる。相手の私的な面に入り込む。

解決するには、必要以上に相手のプライベートに入り込まない。相手との距離感は、近すぎず遠すぎずと意識する。業務の合間の5分、入浴時間、廊下でのすれ違いのお声掛け等、短時間でも利用者と関われる時間はあります。ここが見つけられるか見つけられないかが、大きな差です。

- ④ すぐに感情を態度に出しましょう：自分に関心の無いことは対応がドライ。話し相手によって、声のトーンや態度が変わる。イライラすると眉間に皺が寄る。

解決するには、いつも笑顔を中心掛ける。聞き上手になる。定期的に表情をチェックする。すぐ態度に出る人は、自分の内面が人に伝わり易いと意識する。

- ⑤ ケアが雑で行動が荒い人になりましょう：利用者にタメ口や馴れ馴れしい言葉遣い、高圧的な態度は、利用物の扱い方が乱暴にしましょう。大きな音を立てて物を置く。無意識に周囲の人を不快にさせる。普段からストレスが溜まる。利用者にサービスを提供している時等、面倒くさそうに雑な対応をする。気が荒い人の印象を与える。

解決するには、静かに物を置くように意識する。人や物にも、いたわる気持ちが大切。利用者と接する時には笑顔で。

- ⑥ 自分のミスを認めない介護職員になりましょう：負けず嫌いで、プライドが高い人。自分の非を認められない。頑固な人。自分が正義の基準。自分の防衛反応が強い。自分の非を認めることから逃避する傾向を、人のせいにする。解決するには、利用者を最優先に考える。ミスを恥ずかしく思わない。常に誠意で対応する。

- ⑦ 利用者の気持ちを考えないで、常に忙しそうで、余裕がない人になりましょう：子供扱いをしましょう。：いつも不機嫌そうにする。仕事に適切な時間のコントロールが出来い。

解決するには、自分を客観視する。仕事の時間配分を決める。普段からのコミュニケーションを欠かさない。

- ⑧ ケアに時間がかかる様にしましょう：仕事の優先順位をロ介していない。介護技術が未熟。解決するには、スキルアップに努める。「お待たせしました！遅くなってごめんなさい！どうされました？」と笑顔で対応しましょう。

2) 認知症者が安心する反復行為とは？

何度も日付を訪ね、今日は何日？今日は何曜日？多い時は1日に20回以上も、家族に聞く。カレンダーも目に付くところに貼っているのに、何でわからないの？別に仕事もしていないのに、今日が何日だろうが、何曜日だろうが関係はないの？何でそんなに気にするの？曜日や日付が分からないと、人はどれだけ不安になるのか？

頻繁（昼間でも10回以上）にトイレに行きたがる。トイレに行った事も忘れる。失敗が嫌で不安。

【結論】

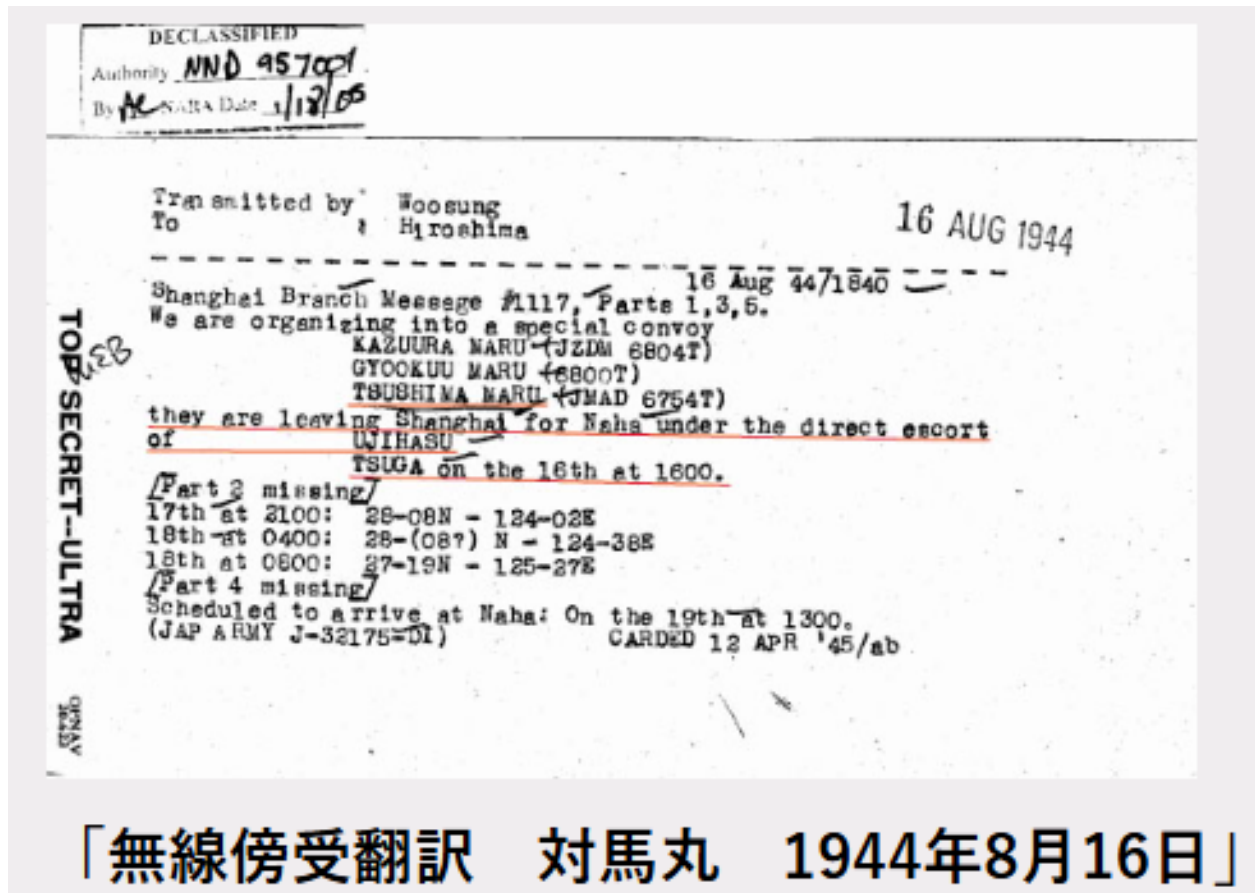
- ① 私たちの無意識の行動こそが安心につながる行動です。
- ② 認知症と人を理解しましょう。今まで出来ていたことが出来なくなることが、不安になります。

人生を豊かに（雑学のすすめ）

【真実を伝えることを禁じられた「対馬丸事件」？】

1944年（昭和19年）8月21日、沖縄本島から鹿児島に向かった対馬丸は、鹿児島県の悪石（あくせき）島の北西約10km付近を航海中、米潜水艦・ボーフィン号に発見されました。同艦が発射した魚雷攻撃で、対馬丸は沈没しました。疎開する学童、引率の教員、一般の疎開者、そして兵員たちも

加え、実に1788人（疎開者(学童集団疎開、一般疎開)1,661名、船員86名、船舶砲兵隊員41名）の乗船員がいました。このうち学童784人を含む計1484人ものが犠牲になりました。



米潜水艦部隊は、日本軍の暗号解読に成功し、日本近海を航行する商船、艦船の待ち伏せ攻撃を強化していました。下の資料は、米軍が傍受した日本軍の無線の翻訳記録です。対馬丸その他の船舶が「8月16日16時に上海から那覇へ向けて出航する」ことを伝えています。KAZUURA MARU（和浦丸）、GYOOKUU MARU（暁空丸）、そして TSUSHIMA MARU（対馬丸）の3隻は、船団を組んで8月21日に那覇港を出港しました。

これは、多くの疎開学童たちが死亡するという太平洋戦争下でも特筆される大事件になりました。しかし、救出された人々は、事実を話すことを固く禁じられました。事件は徹底的に隠蔽されました。

石垣島（沖縄本島と石垣島の距離は約400km）にも対馬丸事件は伝わって来ませんでした。厳しい情報統制のもとにある日本では、更なる離島である八重島諸島にも、国にとって都合の悪い情報は全くと言って良いほど知らされなかったのです。



(漂流者の辿り着いた場所)

耳寄り情報

【那覇市内を焼き尽くした「那覇大空襲」とは？】

住民を巻き込んだ地上戦で、20万人を超す死者が出た「沖縄戦」。その沖縄での戦争の始まりは、1944年10月10日の「10・10空襲」でした。それまで平穏だった沖縄をアメリカ軍の機動部隊が襲い、のべ1,400機の艦載機が軍事施設から住宅まで無差別に爆撃と機銃掃射を加えたのです。那覇の町の9割が焼失し、5万人が焼け出されました。その後何度も空襲が繰り返され、翌年の3月にアメリカ軍が50万人もの勢力で沖縄に侵攻してきたのです。

1944年(昭和19年)10月10日には、那覇市内を焼き尽くした「那覇大空襲」がありました。その2日後には石垣島へも米軍機が飛来しました。石垣初空襲です。午前8時過ぎ、石垣島の最高峰、沖縄全体でも最も高い於茂登(おもと)岳とバンナ岳の間から姿を現した米軍機4機は、まず平得飛行場を爆撃しました。更に白保飛行場を銃撃しました。石垣島の島民にも、戦争は、隣近所の出征兵士の家族に届く「戦死広報」とともに、家族とわが身に直接「死」をもたらす具体的な恐怖の対象になりました。

10月には、いよいよ日米両軍の正規軍同士が激突するフィリピンの戦いが本格的にスタートしました。日本軍は、ここで実に49万人余りの戦死・戦病死者を出す大敗北を喫しました。

戦災史料を総括する総務省は、全国各地の「戦災の状況」を集めています。その中に所蔵されてい

る〈石垣市における戦災の状況〉には、1944年（昭和19年）～1945年（昭和20年）にかけての石垣町の状況が記されています。（尖閣1945－門田隆将を参照）



「攻撃を受けた船舶(左下)と那覇市街」(那覇市歴史博物館提供)



「10・10空襲とその後の市街地戦で壊滅した那覇」(那覇市歴史博物館提供)

第8.10節 深刻な少子化問題・他人ごとではありません

2024年9月 第80号

岸野 哲（1967年 経営工学科卒）

日本の人口が減り続けています。ある程度の減少であれば、インフラやライフラインへの個人負担額が若干増える程度の影響で済ませることが可能でしょうが、人口減の主犯が少子化となると深刻な問題です。

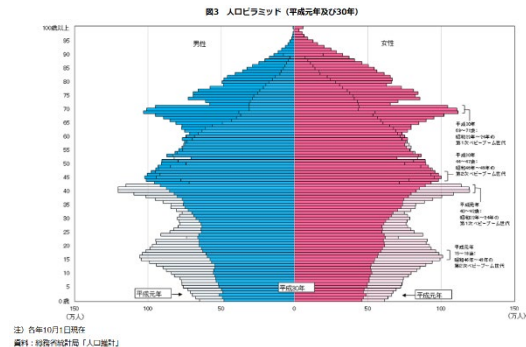
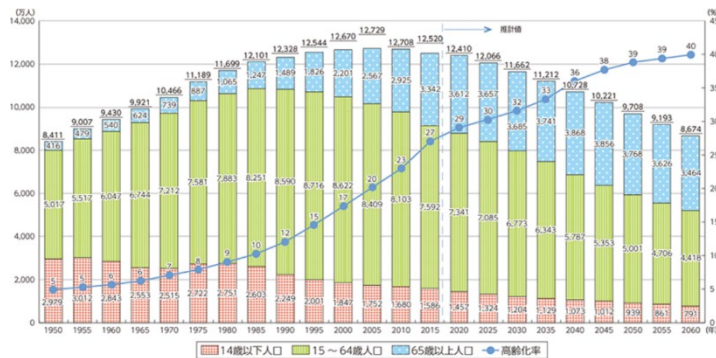
SFの一コマで、ある星について読んだ記憶がありました。そこでは各人が不自由なく生活できるだけ広い土地を所有し、生活に必要な物資や孤独を感じさせないための手段はすべて個人所有のロボットが産出します。したがってその星の適正人口は海を含めた利用可能な表面積を、個人所有の面積で割れば求められます。その星の人は全員が男性であり女性でもある雌雄同体で、いわゆる近所付き合いは全く

ありません。

どこかで子供が生まれると、その子が成人になるころ誰かが亡くなり、その子が相続することになります。こうして人口が抑制され、星の中での争いは起こりません。その星では生存に必要な最小限の情報が共有され、さらに他の星からの侵入に対する防御システムも備わっていますが、星の存在を隠すことに重点を置いた隠蔽システムもあり、補完的な防衛システムとなっています。少子化が進んだ究極の状況はこのようなものかもしれませんが、どうしたらこのような状況に移行できるのか全く分かりません。しかもこのような状況で幸せと言えるでしょうか。

少子化は日本より韓国の方が深刻とのこと。先日韓国の現状についてのレポートを読みました。そこでは女性が妊娠を良しとしない原因の分析や韓国独特の社会問題等を総合的にとらえて、政策への提言が行われていました。

日本でも少子化対策として政府が種々手を打っていますが、全く効果がないと思います。何故でしょうか。効果の上がない原因や理由は山ほど挙げることができます。また外国人労働者の受け入れや移民も考えられるでしょうが問題も多く、抜本的な解決とはなりません。



(総務省 平成 28 年版 情報通信白書より)

私の結論は次のようになります。

日本の人口の推計を基に、その時点での社会のモデルを具体的に示して、どのような社会になるかを経年で明らかにする努力をすることです。例えば 5 年ごとに数年先の状態を楽観的予測、悲観的予測、平均的予測などを発表します。ある意味で脅しになるかもしれませんが、自分の問題と認識してもらうためにはぜひ必要なことです。

最後になりますが、現在の人口は約 1 億 2 千万人で、災害発生時の避難勧告等のニュースでわかることですが、1 家族の人数は 1.5 人～2.5 人と言ったところでしょうか。その人口の 3 人に一人が亡くなって人口 8000 万人になったときの生活を想像してみませんか。都市への集中は進むのでしょうか、食料確保は、老朽化したインフラやライフライン、格差や紛争、他国の脅威等々。手遅れにならないことを願っています。

人生を豊かに (雑学のすすめ)

忙しい時には地が出る？

人は、忙しくなると「地 (じ)」が出ます。理性で覆われていたのが、理性を失い、もともとの「地」

が出てきます。普段からの良い習慣の積み重ねがとても大切です。普段から誠実に、真摯に物事に対応していることに習慣化している人は、たとえ忙しくても、何か不測の事態が発生しても「地」が誠実で真摯なので、守るべきことは守り、落ち着いて、危険を回避することが出来ます。

普段からきちんとしていない人が、その時だけうまくしのごうとしても、ぎこちなく、取り繕っているように見えて、不自然さを感じさせます。「まあ、このくらいでいいや」と常に中途半端な対応や省略等で済ましている人は、完成品も完璧でない場合が少なくありません。是非、忙しい時こそ、日頃からの積み重ねによる、誠実で真摯な対応が必要です。

(参考：永井秀明氏 消防署長の朝会の言葉 50 選)

耳寄り情報

東京裁判は起訴状の翻訳に間違いがある？

誤訳問題が片付き、さあいよいよ審議が始まるかと思われたそのとき、二の矢が放たれました。清瀬弁護人が裁判官忌避(きひ)動議という重大な問題を持ち出しました。「裁判長、その前に動議があります。裁判官に対する忌避の申し立てです。私は裁判官のそれぞれに忌避を申し立てます」そして清瀬弁護人がウェッブ裁判長の忌避理由とは、ウェッブ裁判長がニューギニアにおける日本兵の不法行為、つまり残虐行為や殺人を調査して、それをオーストラリア政府に報告した人物であるというものでした。これはウェッブがすでに検事的な立場で日本軍と関わりを持ったことを意味します。したがって、もしも東京裁判が日本を裁くものであるならば、日本兵を検事の立場から見た人間が裁判官になるのは不適當ではないか、というわけです。裁判官を忌避することは被告の権利です。不適當な人間、特別な利害関係がある人間は忌避してもかまいません。

これによりウェッブ裁判長は憤然として退廷しましたが、しばしの休廷の後、ニュージーランドの判事がウェッブ裁判長に代わって裁判長席につき、再び開廷しました。そして「各判事は連合軍司令官マッカーサー元帥によって任命されているため、裁判官の忌避は許されない」と告げ、清瀬弁護人のだした忌避動議を退けました。本当ならば裁判官全員が忌避すべき人間でした。特にフィリッピン判事はバターンで日本軍の捕虜になった人です。こういう人物を裁判官にするのは、誰が見ても公正ではありません。(渡辺昇一氏から)

第 8.11 節 社会(組織外)から見た川崎市の将来像

2024 年 12 月 第 83 号

木村 弘一 (1984 年建築学科卒)

(温暖化が原因を思われる激甚化した自然災害にも対応できるまちづくり?)

1984 年(昭和 59)年 3 月に建築学科を卒業し、川崎市へ入所したため、ハード面の視点から執筆させていただきます。月日が経つのは早いもので、川崎市を令和 3 年 3 月に定年退職し、4 年目になってしまいました。

私を含めた高度成長期時代以前に生まれた人は、川崎市のイメージというと「公害のまち」と答える方が大半だと思います。事実、川崎市は京浜工業地帯で中心的な役割を担い、鉄鋼業、セメント等の重厚長大産業が市内に集積し発展を遂げてきましたが、国内の産業形態の変化により昭和末期あたりから、

これらの産業が市外へ転出するケースが目立ってきました。

そうした中、川崎市は社会経済環境の変化や地域課題へ対応するため、民間活力の導入や市民・事業者・行政の協働の取組により、効率的・効果的なまちづくりを進めてきたところです。特に武蔵小杉駅周辺の南部地区では、川崎市特有の課題である大規模な工場跡地の土地利用転換を計画的に誘導する課題がありました。平成生まれ以降の方は、今の街の姿しか知らないと思いますが、1998年（平成10年）くらいまでは、駅周辺の土地利用は工場、遊休地等が主体で、とても現在の街並みを想像することができない状態でした。その計画的なまちづくり転換の結果、川崎市は子育て世代には魅力的な街となり、現在日本で6番目に大きい街へと発展しました。

その一方で、現在全国的に少子高齢化人口減少時代が到来しています。これまで利便性の高いことにより人口が増加し続けた川崎市も例外ではなく、人口減少に伴う諸課題に対応したまちづくりが求められます。

また、川崎市は高度成長時代に急速な人口増加に伴い、上下水道、道路、公園施設等の都市インフラや学校等の公共建築物を必要数整備し快適なまちづくりを行ってきましたが、整備後、約半世紀が経過し、老朽化に対応したまちづくりや、さらに、近年の温暖化が原因を思われる激甚化した自然災害にも対応できるまちづくりが求められます。

こうした、人口減少、都市インフラ等の老朽化、自然災害などの諸課題に対応したまちづくりを後輩職員に託し、一市民として見守っていきたいと考えています。



（1988年の状況）

人生を豊かに（雑学のすすめ）

ポツダム宣言には有条件降伏と記載有り？

清瀬弁護人の異議申し立ては裁判の管轄権の曖昧さをあぶりだしただけではありません。もう一つの大きな問題は、被告人たちが事後法によって裁かれるのではないかという問題です。事後法というのは英語では「ex post facto law」と言います。普通の裁判では、まず法律があり、事件を法律に基づいて裁きます。しかし事後法というのは、まず事件があって、それを裁くために法律を作ります。東京裁判はこの事後法によるものではないかという指摘が早くから有りました。清瀬弁護人はポツダム宣言を前面に持ち出して、きわめて論理的に迫っていきました。

ポツダム宣言の受諾は、一般に日本が無条件降伏したことの証明の様に受け取られています。しかし、それはまったく間違っています。日本は無条件降伏をしたのではなく、「条件付きで降伏」しました。そ

して、まさに「その条件を定めたのがポツダム宣言」です。

清瀬弁護人は裁判長に問います「裁判長、ここが私は非常に大切なことと思います。ドイツとわが国とは、降伏の仕方がちがっている。ドイツは最後まで抵抗してヒトラーも戦死し、ゲーリングも戦列を離れ、ついに崩壊してまったく文字通りの無条件降伏をしました。それゆえに、ドイツの戦争犯罪人に対しては、連合国は、もし極端にいうことを許されるならば、裁判をしないで処罰することまでもなしえたかも知れませぬ。

わが国においては、まだ連合国が日本本土に上陸しない間に、ポツダム宣言が発せられた。その第五条には、連合国政府はわれわれもまたこれを守るであろうということで、わが国に対して宣言を発し、わが国はこれを受諾したのであります。それゆえに、ニュルンベルクにおける裁判で、平和に対する罪、人道に対する罪を起訴しているからといって、それを直ちに類推して極東裁判にもってゆくということは絶対の間違いであります」

東京裁判において裁けるのはポツダム宣言の中に述べられている戦争犯罪のみであり、それはポツダム宣言が発せられた 1945 年 7 月の時点で国際的に認められていた戦争犯罪だけである、という論理展開です。

この論理に対しては、誰も反論できないはずです。だから弁護団はポツダム宣言に拘ったのであり、そこに書かれている戦争犯罪とはどういうものなのかを明らかにしようとしてしました。ポツダム宣言の第五条とはどういうもののでしょうか。「吾等（連合国）の条件は左の如し。吾等は右条件より離脱することなかるべし、右に代わる条件存在せず。吾等は遅延を認るを得ず」です。

ここで「条件」と訳されている一語は英文では「terms」となっています。「term」とは契約などを締結する際の条件を意味します。この「term」という言葉が使われていることから、日本が無条件降伏したのではなく、有条件降伏したことがわかります。さらに「条件は左の如し」とある様に、ポツダム宣言の第六条以下には、種々の降伏条件が記されています。つまり、ポツダム宣言の受諾とは、そこに盛り込まれた条件を日本が受けとった、という意味になります。これは有条件降伏であるという意味であって、「断じて無条件降伏ではありません」。

（渡部昇一氏から）

緊急搬送トリアージの効果とは？ は第 10 章に移動しました

第 8.11 節 マレーシア赴任で経験したこと

2025 年 2 月 第 85 号

松本 浩一（1984 年 機械工学科卒）

8.11.1 新しく開けた地「新庄」

川崎支部の山岸支部長は海外経験が豊富でたくさんの経験談があります。私の会社での海外の経験は、社外委員会メンバーとの海外視察と、今回投稿のマレーシアでの短期赴任の 2 回だけです。観光旅行とは違った経験ができたマレーシアでの様子を、お話しさせていただきます。

赴任期間は 1995 年 9 月から 1996 年 7 月までの約 10 ヶ月間。当時、私はゼネコンのハザマ（間組）の機電部に勤務していました。ハザマはマレーシアのクアラルンプールで当時世界一の高さとなるペト

ロナスツインタワーを施工していました。社内でも次は誰が行くのかという話は出ていましたが、私には関係ないと思っていました。1995年9月に妻と友人夫婦とでグアム島旅行も計画していたのですが、突如マレーシア赴任の話が回ってきました。残念でしたが、旅行はキャンセルし、マレーシアへ赴任しました。1990年に旅行でシンガポールへ行った時に、東南アジアの独特の匂いに馴染めなかった経験から、マレーシアでの生活への不安が大きいまま日本を飛び立ちました。生活面の不安も仕事の不安も抱えながらの海外勤務がスタートしました。

仕事の内容は超高層ビル建設に必要な仮設機械（タワークレーン、工事用エレベータ・リフト、コンクリート圧送機械など）の仮設計画やメンテナンスでした。国内の現場経験もないままいきなり英語で現地スタッフに指示する立場に最初は戸惑いました。それでも上司や先輩、同僚のおかげで何とか過ごすことが出来、現地スタッフもとても快く受け入れてくれました。

私は高所恐怖症ですが、現場初日には建設中のビルの外側にせり出したタワークレーンのポスト内の階段を上り、オペレータ室まで上がりました。（写真-1）

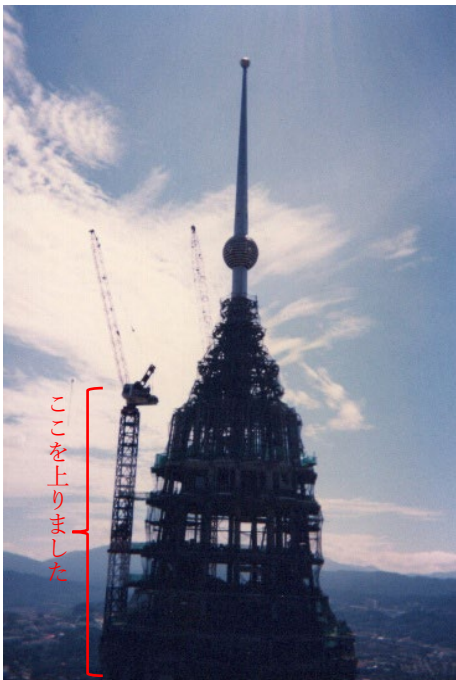


写真-1



写真-2

ポスト一番下が70階くらいに設置されていたと記憶していますので、地上300m位かと思います。ポストの外側は何もなくそのまま下がるので、今思えばよく上がったと思います。当時クアラルンプールで一番高い建物が写真のKLタワーでしたが、それを見下ろしたり（写真-2）、現場とKLタワーの間をヘリコプターが飛行する様子を見ることができました。（写真-3）。

1ヶ月もすると高所も慣れて、1995年の大晦日はタワークレーンの上で迎えました。



写真-3



写真-4

マレーシアはマレー系、チャイニーズ系、インドネシア系、インド系と多民族が共存し、私の職場の現地スタッフもそれぞれの人種の人がありました。普段の観察では、彼らは日本人と違って嘘をつくことが多く、会社の上司、先輩に聞いてはいましたが、驚くことが多かったです。それでもスタッフと和気あいあいと飲み会をしたり（写真-4）、休日に娯楽施設へ連れて行ってくれたり、自宅へ招いてくれたりと楽しませてくれました。（写真-6）（写真-7）



写真-5



写真-6



写真-7

彼はタワ彼はークレーンのオペレータと無線での交信で、タワークレーンの上下げ、旋回の指示をだす仕事をしていました。

現地でのエピソードをいくつかご紹介します。

エピソード-1： 夕方の終礼でインド系現地スタッフと話をすると、酒の臭いがしました。「飲んだだろう」と問いただしたのですが、飲んでないと言い張りました。

エピソード-2： そんなスタッフ（写真-5）が結婚して披露宴に招かれました。彼らはお酒を飲まない

はずで、披露宴にもお酒はありませんでした。黄緑色、ピンク色などの甘い飲み物しかありませんでしたが、和やかでなかなか経験のできない場を提供してくれました。

エピソード-3： チャイニーズ系の人たちは、何かが起こっても非は自分にないと、人のせいにします。なんだかんだと言い訳をします。(中近東でも多く見られると経験者から聞きました)

エピソード-4： 市内の公共交通機関のバスも危ないから、移動はタクシーの方がまだ安心だと言われていたのですが、バスに乗ってみました。そこで、財布から紙幣と硬貨だけを抜き取られました。

人生を豊かに(雑学のすすめ) はじめて、久しぶり で事故が多発？

人事異動期は事故が多いようです。つまらぬミスも散見されます。事故を無くす手立てとして、3Hの原則があります。「はじめて」「ひさしぶり」「変更」。この3つは、ローマ字で書くと、すべてHから始まります。このどれかの要素があると業務の流れが悪くなったり、事故が起きたりする可能性が高くなるのです。

例えば、人事異動直後は、「はじめて」この業務を担当するとか、「久しぶり」にこの仕事をするとかあるいは、やり方、人、開始時刻などが「変更」になったりしています。

始動時に、「私は、本日の業務では、3Hに該当しています。久しぶりに車両を操作します」など周りに申告をして、皆で補完体制をぜひともとって安全管理に万全を期して下さい。このほか、機関員は「この道は初めて通ります」など宣言し、その申告を聞いた消防車両。救急車両の同乗者は、全員で注意心を喚起し補完体制をとってください。

また、転入したばかりの人の場合、なかなか言いにくい場合もありますから、積極的に手を差し伸べて、「大丈夫ですか？わかりますか？」と温かく導いてあげることの極めて重要です。是非、「3Hの原則」を皆で意識してチームワークで乗り切ってください。

(消防署長の朝会の言葉 50 選 (永井秀明)) (渡部昇一から)

耳寄り情報 侵略戦争の始まりを 1928 年 (昭和 3 年) に設定したデタラメな論理とは？

日本の侵略戦争を 1928 年 (昭和 3 年) 1 月 1 日と定めたのは裁く側の都合でしかありません。東京裁判では、日本が侵略戦争を始めた年はいつなのか、という問題が大きな焦点になりました。これはつまり、満州事変を侵略戦争とみなすか否かという問題と関わることになります。そして結局、法廷は日本の侵略戦争の開始年月日を 1928 年 (昭和 3 年) 1 月 1 日と決めました。

これは非常に大きい問題です。そもそもポツダム宣言は「今次の戦争」を終結することを受諾したも

のであり、当然、裁判の対象は「今次の戦争」でなくてはなりません。ところが法廷は、それよりはるか手前の 1928 年（昭和 3 年）にまで遡って始まりとしました。これはどう見てもおかしいのです。にも拘らず、そこまで時間を遡ったのには理由があります。その一つは、同年にケログ・ブリアン条約がパリで締結されたことです。アメリカの国务長官フランク・ケログとフランスの外務大臣アリスティッド・ブリアンの名前をとったこの条約は「戦争放棄一般条約」、通称「不戦条約（パリ条約）」と呼ばれるもので、第一次大戦の反省に立って紛争解決の手段としての戦争を放棄し、平和的手段による解決を謳っています。日本もこの条約に調印しています。

何を言いたいのでしょうか。要するに「日本は不戦条約に背いた」と言いたいがために、この年にまで遡って戦争開始日を定め、日本を裁こうとしたわけです。これは明らかにポツダム宣言に有る「今次の戦争」の範囲を超えるものです。とともに、ケログ・ブリアン条約では確かに侵略戦争は悪いと言っていますが、自衛戦争には触れていないのです。国際連盟に加入していなかったアメリカがこの不戦条約を締結する時、国内で問題になりました。

その時ケログは公式の場で「この条約は侵略戦争を否定しているもので、自営の戦争はそれに当たらない」こと、および「何が自衛の戦争なのかは当事国がきめる」と説明しています。これを自衛戦争の自己解釈権といいます。

この点を指摘したのは国際法の権威であった高柳賢三弁護士（英米法専門の東大教授）であるが、当事者が自衛戦争かどうかを決めるのであれば、日本には不戦条約が締結された以後の戦争は「すべて自衛のためのものであった」という権利があることになります。アメリカの弁護士が「現在トルーマン大統領がソ連に対抗するため軍備をやっているが、それと同じことを日本がやったのが、共同謀議の罪になるのはおかしいではないか」と言ったら。ウェッブ裁判長は「あなたには自分の国に対する愛国心がないのか」と言った言語道断な場面もあったくらいです。

この様に実にナンセンスな裁判だったのだが、論理が破綻しているにも拘らず、一切無視して東京裁判は進んでいきました。常識の通用しない裁判、それが東京裁判の大きな特徴であったと言っていいでしょう。

以上